

議案第4号

日野町下水道条例の一部改正について

日野町下水道条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成26年1月23日提出

日野町長 景山 享弘

日野町下水道条例の一部を改正する条例

日野町下水道条例(平成9年日野町条例第29号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前																													
<p>(使用料)</p> <p>第18条 下水道使用者は、公共下水道の維持管理及び使用に要する費用として、別表第1に基づいて算定した額に100分の8を乗じて得た額を納めなければならない。ただし10円未満については切り捨てるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>別表第1(第18条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">一般家庭の使用料の額 1か月につき</th> <th rowspan="3">備考 世帯の人数については 前月末現在とする</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世帯割</td> <td>2,570円</td> </tr> <tr> <td>世帯員割</td> <td>1人につき 428円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">一般家庭以外の使用料の額 1か月につき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">水道水の使用水量</td> <td>基本料金 10m<sup>3</sup>まで 3,000円</td> </tr> <tr> <td>超過料金 基本使用水量の10m<sup>3</sup>を超える水量</td> </tr> <tr> <td>1m<sup>3</sup>～30m<sup>3</sup> 1m<sup>3</sup>当たり 104円</td> </tr> <tr> <td>31m<sup>3</sup>～ 1m<sup>3</sup>当たり 123円</td> </tr> </tbody> </table>		一般家庭の使用料の額 1か月につき		備考 世帯の人数については 前月末現在とする	世帯割	2,570円	世帯員割	1人につき 428円	一般家庭以外の使用料の額 1か月につき		水道水の使用水量	基本料金 10m <sup>3</sup> まで 3,000円	超過料金 基本使用水量の10m <sup>3</sup> を超える水量	1m <sup>3</sup> ～30m <sup>3</sup> 1m <sup>3</sup> 当たり 104円	31m <sup>3</sup> ～ 1m <sup>3</sup> 当たり 123円	<p>(使用料)</p> <p>第18条 下水道使用者は、公共下水道の維持管理及び使用に要する費用として、別表第1に基づいて算定して得た額を納めなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>別表第1(第18条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">一般家庭の使用料の額 1か月につき</th> <th rowspan="3">備考 世帯の人数については 前月末現在とする</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世帯割</td> <td>2,700円</td> </tr> <tr> <td>世帯員割</td> <td>1人につき 450円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">一般家庭以外の使用料の額 1か月につき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">水道水の使用水量</td> <td>基本料金 10m<sup>3</sup>まで 3,150円</td> </tr> <tr> <td>超過料金 基本使用水量の10m<sup>3</sup>を超える水量</td> </tr> <tr> <td>1m<sup>3</sup>～30m<sup>3</sup> 1m<sup>3</sup>当たり 110円</td> </tr> <tr> <td>31m<sup>3</sup>～ 1m<sup>3</sup>当たり 130円</td> </tr> </tbody> </table>		一般家庭の使用料の額 1か月につき		備考 世帯の人数については 前月末現在とする	世帯割	2,700円	世帯員割	1人につき 450円	一般家庭以外の使用料の額 1か月につき		水道水の使用水量	基本料金 10m <sup>3</sup> まで 3,150円	超過料金 基本使用水量の10m <sup>3</sup> を超える水量	1m <sup>3</sup> ～30m <sup>3</sup> 1m <sup>3</sup> 当たり 110円	31m <sup>3</sup> ～ 1m <sup>3</sup> 当たり 130円
一般家庭の使用料の額 1か月につき		備考 世帯の人数については 前月末現在とする																													
世帯割	2,570円																														
世帯員割	1人につき 428円																														
一般家庭以外の使用料の額 1か月につき																															
水道水の使用水量	基本料金 10m <sup>3</sup> まで 3,000円																														
	超過料金 基本使用水量の10m <sup>3</sup> を超える水量																														
	1m <sup>3</sup> ～30m <sup>3</sup> 1m <sup>3</sup> 当たり 104円																														
	31m <sup>3</sup> ～ 1m <sup>3</sup> 当たり 123円																														
一般家庭の使用料の額 1か月につき		備考 世帯の人数については 前月末現在とする																													
世帯割	2,700円																														
世帯員割	1人につき 450円																														
一般家庭以外の使用料の額 1か月につき																															
水道水の使用水量	基本料金 10m <sup>3</sup> まで 3,150円																														
	超過料金 基本使用水量の10m <sup>3</sup> を超える水量																														
	1m <sup>3</sup> ～30m <sup>3</sup> 1m <sup>3</sup> 当たり 110円																														
	31m <sup>3</sup> ～ 1m <sup>3</sup> 当たり 130円																														

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。